

## ○現場代理人の常駐義務を緩和します。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取り締まりのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する請負者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務づけられています。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保され一定の要件を満たすと発注者が認めた場合に限り、現場代理人の兼務について、工事現場の常駐義務を緩和することとします。

### 1. 現場代理人の兼務を認める建設工事

- (1) 施工場所がつくばみらい市内にあり、発注者が国又は地方公共団体で、工事の予定価格(税込)が「3,500万円未満(建築一式工事にあつては7,000万円未満)」であること。

※上記の工事すべてで兼務を認めるわけではありません。

兼務できる建設工事の場合、特記仕様書にその旨を記載します。

兼務できる件数は「2件」までとします。

- (2) 工事現場が同一の場所又は隣接した場所で、密接な関連性のある工事であること。

### 2. 現場代理人の兼務の届出について

- (1) 工事請負者は、現場代理人の兼務を希望するときは、「様式1」により届け出てください。  
この場合は、工事請負者は連絡員を指名のうえ届け出るものとします。

- (2) 「様式1」の届け出先は、工事発注担当課及び契約担当課へ提出してください。

※工事発注担当課の受理をもって承認したものとします。

### 3. 現場代理人の兼務の留意事項について

- (1) 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し工事発注者との連絡に支障を来さないこと。
- (2) 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (3) 工事発注者の判断で、現場代理人の兼務を認めない場合があります。
- (4) 現場代理人と主任(監理)技術者を兼務していて、1件の契約額が変更により3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)を超えた場合、兼務することができなくなりますので、ご注意願います。

### 4. 適用

- (1) 平成28年7月7日以降の契約締結に係る工事に適用することとします。